

(その1)

収 支 報 告 書



令和 年 月 日開催分

(ふりがな)

1 政治団体の名称
自由民主党佐賀県伊万里市第三支部

2 主たる事務所の所在地
佐賀県伊万里市東山代町長浜1151番地

3 代表者の氏名
中倉政義

4 会計責任者の氏名
下平公彦

事務担当者の氏名
下平 伊津子
(電話) 0955-23-6650

(電話)
(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

- 備考1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ記載すること。
3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ「✓」を記入すること。
5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合のみ記載すること。
6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 A				7 3 2 7 7 7 9
(前年からの繰越額)				4 4 6 0 9 0 8
(本年の収入額)				2 8 6 6 8 4 1
支 出 総 額 B				2 1 4 0 9 3 9
翌年への繰越額 A-B				5 1 8 6 8 4 0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金 額				1 0 6 8 0 0
員 数				5 1

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 (うち特定寄附)				6 0 0 0 0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附				2 7 0 0 0 0 0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				2 7 6 0 0 0 0	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)				2 7 6 0 0 0 0	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		個人		備考
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額			年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)		
	十億	百万	千円	円				
藤谷厚慈			5	000	4.1.4	伊豆市東山代町里154番地	自営業	
"			5	000	4.1.31	"	"	
"			5	000	4.2.28	"	"	
"			5	000	4.3.31	"	"	
"			5	000	4.5.2	"	"	
"			5	000	4.5.31	"	"	
"			5	000	4.6.30	"	"	
"			5	000	4.8.1	"	"	
"			5	000	4.8.31	"	"	
"			5	000	4.9.30	"	"	
"			5	000	4.10.31	"	"	
"			5	000	4.11.30	"	"	
この頁の小計			6	0000				
その他の寄附								
合計			6	0000				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額					年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円	円				
医療法人 光仁会			10	000	0	4.1.4	伊万里市山代町橋久890番地	五日博	
〃			10	000	0	4.1.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.2.28	〃	〃	
〃			10	000	0	4.3.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.5.2	〃	〃	
〃			10	000	0	4.5.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.6.30	〃	〃	
〃			10	000	0	4.8.1	〃	〃	
〃			10	000	0	4.8.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.9.30	〃	〃	
〃			10	000	0	4.10.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.11.30	〃	〃	
(株) 奈雅井			10	000	0	4.1.4	伊万里市山代町久原2992番地	今泉清美	
〃			10	000	0	4.1.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.2.28	〃	〃	
この頁の小計			150	000	0				
その他の寄附									
合計									

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。


(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円	円				
(株) 奈雅井			10	000	0	4.3.3	伊万里市山代町久原292番地	今泉 清美	
〃			10	000	0	4.5.2	〃	〃	
〃			10	000	0	4.5.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.6.30	〃	〃	
〃			10	000	0	4.8.1	〃	〃	
〃			10	000	0	4.8.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.9.30	〃	〃	
〃			10	000	0	4.10.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.11.30	〃	〃	
川原 建設(株)			10	000	0	4.1.4	伊万里市二里町八谷橋115番地10	川原 史司	
〃			10	000	0	4.1.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.2.28	〃	〃	
〃			10	000	0	4.2.31	〃	〃	
〃			10	000	0	4.5.2	〃	〃	
〃			10	000	0	4.5.31	〃	〃	
この頁の小計			150	000	0				
その他の寄附									
合計									

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
川原建設(株)			10	000	4.6.30	伊万里市=里町の谷揚11番地	川原文司	
〃			10	000	4.8.1	〃	〃	
〃			10	000	4.8.31	〃	〃	
〃			10	000	4.9.30	〃	〃	
〃			10	000	4.10.31	〃	〃	
〃			10	000	4.11.30	〃	〃	
(株)キョーワ			10	000	4.1.4	伊万里市東山代町東大久保176番地	古賀等	
〃			10	000	4.1.31	〃	〃	
〃			10	000	4.2.28	〃	〃	
〃			10	000	4.3.31	〃	〃	
〃			10	000	4.5.2	〃	〃	
〃			10	000	4.5.31	〃	〃	
〃			10	000	4.6.30	〃	〃	
〃			10	000	4.8.1	〃	〃	
〃			10	000	4.8.31	〃	〃	
この頁の小計			150	000				
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株)キョーワ			1	000	4.9.30	伊豆市東山代町東大久保1761番地1	古墳等	
"			1	000	4.10.31	"	"	
"			1	000	4.11.30	"	"	
(株)武藤開発			20	000	4.1.4	伊豆市東山代町長浜158番地	武藤水穂	
"			20	000	4.1.31	"	"	
"			20	000	4.2.28	"	"	
"			20	000	4.3.31	"	"	
"			20	000	4.5.2	"	"	
"			20	000	4.5.31	"	"	
"			20	000	4.6.30	"	"	
"			20	000	4.8.1	"	"	
"			20	000	4.8.31	"	"	
"			20	000	4.9.30	"	"	
"			20	000	4.10.31	"	"	
"			20	000	4.11.30	"	"	
この頁の小計			270	000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(株)黒川商会			10	000	4.1.4	伊万里市=里町ノ谷場62番地6	黒川隆太	
"			10	000	4.1.31	"	"	
"			10	000	4.2.28	"	"	
"			10	000	4.3.31	"	"	
"			10	000	4.5.2	"	"	
"			10	000	4.5.31	"	"	
"			10	000	4.6.30	"	"	
"			10	000	4.8.1	"	"	
"			10	000	4.8.31	"	"	
"			10	000	4.9.30	"	"	
"			10	000	4.10.31	"	"	
"			10	000	4.11.30	"	"	
大和舗道(株)			60	000	4.1.31	伊万里市=里町長浜1456番地4	笠原道明	
"			60	000	4.8.1	"	"	
(株)福岡商店			60	000	4.2.25	佐賀市水戸町1-2-33	福岡桂	
この頁の小計			0	00000				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体		備考
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万	千	円					
(株)下建設			10000	0000	4.1.4	国松浦郡有田町中部2300番地	下今朝隆		
"			10000	0000	4.1.31	"	"		
"			10000	0000	4.2.28	"	"		
"			10000	0000	4.3.31	"	"		
"			10000	0000	4.5.2	"	"		
"			10000	0000	4.5.31	"	"		
"			10000	0000	4.6.30	"	"		
"			10000	0000	4.8.1	"	"		
"			10000	0000	4.8.31	"	"		
"			10000	0000	4.9.30	"	"		
"			10000	0000	4.10.31	"	"		
"			10000	0000	4.11.30	"	"		
金崎建設(株)			5000	0000	4.1.4	伊理市松島町110番地2	宇曾信孝		
"			5000	0000	4.1.31	"	"		
"			5000	0000	4.2.28	"	"		
この頁の小計			135000	0000					
その他の寄附									
合計									

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

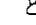
(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあっては、その名称)	金 額			年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考	
	十億	百万						
金崎建設(株)			5000	4.3.31	伊予市私鉄町110番地2	宇曾信孝		
〃			5000	4.5.2	〃	〃		
〃			5000	4.5.31	〃	〃		
〃			5000	4.6.30	〃	〃		
〃			5000	4.8.1	〃	〃		
〃			5000	4.8.31	〃	〃		
〃			5000	4.9.30	〃	〃		
〃			5000	4.10.31	〃	〃		
〃			5000	4.11.30	〃	〃		
(有)中央印刷			5000	4.1.4	伊予市大坪町内1243番地	朝倉信幸		
〃			5000	4.1.31	〃	〃		
〃			5000	4.2.28	〃	〃		
〃			5000	4.3.31	〃	〃		
〃			5000	4.5.2	〃	〃		
〃			5000	4.5.31	〃	〃		
この頁の小計			75000					
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「(株) 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

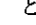
(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体		備考
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額			年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)			
	十億	百万	円						
(有)中央印刷			5000	4.6.30	伊予市大坪町内1243番地	朝倉信幸			
"			5000	4.8.1	"	"			
"			5000	4.8.21	"	"			
"			5000	4.9.30	"	"			
"			5000	4.10.31	"	"			
"			5000	4.11.30	"	"			
(有)力武木材			5000	4.1.4	伊予市山代町久原2522番地	力武英一郎			
"			5000	4.1.31	"	"			
"			5000	4.2.28	"	"			
"			5000	4.3.31	"	"			
"			5000	4.5.2	"	"			
"			5000	4.5.31	"	"			
"			5000	4.6.30	"	"			
"			5000	4.8.1	"	"			
"			5000	4.8.31	"	"			
この頁の小計			75000						
その他の寄附									
合計									

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分	法人以外の団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額				年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円				
(有)カ武木材			5000	0	4.9.30	伊万里市山代町久原2522番地	カ武 真一郎	
"			5000	0	4.10.31	"	"	
"			5000	0	4.11.30	"	"	
福原建設(株)			6000	0	4.1.31	伊万里市東山代町長浜2422番地	福原 康隆	
"			6000	0	4.8.1	"	"	
(有)永尾レーン興業			3000	0	4.1.31	伊万里市二軒町大屋乙3615番地	永尾 芳行	
"			3000	0	4.8.1	"	"	
黒木建設(株)			6000	0	4.1.31	伊万里市松葉町100番地1	黒木 祐一郎	
"			6000	0	4.8.1	"	"	
(株)秋葉エンジニアリング			3000	0	4.1.31	伊万里市大坪町丙2110番地12	永添 洋彦	
"			3000	0	4.8.1	"	"	
(株)山儀建設			5000	0	4.1.4	伊万里市黒川町真手野3108番地	山口 彦	
"			5000	0	4.1.31	"	"	
"			5000	0	4.2.28	"	"	
"			5000	0	4.3.31	"	"	
この頁の小計			395000	0				
その他の寄附								
合計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	円	円				
(株)山儀建設			5000	00	4.5.2	伊勢市黒川町長野018番地	山口 登	
〃			5000	00	4.5.31	〃	〃	
〃			5000	00	4.6.30	〃	〃	
〃			5000	00	4.8.2	〃	〃	
〃			5000	00	4.8.31	〃	〃	
〃			5000	00	4.9.30	〃	〃	
〃			5000	00	4.10.31	〃	〃	
〃			5000	00	4.11.30	〃	〃	
石堂建設(株)			6000	00	4.1.31	伊勢市犬川町馬向鳴260番地	石堂 政二	
〃			6000	00	4.8.1	〃	〃	
(有)港電気商会			3000	00	4.1.31	伊勢市代町榎久1069番地	川久保 和生	
〃			3000	00	4.8.1	〃	〃	
(株)古賀建設			3600	00	4.6.30	伊勢市東代町長浜2150番地	古賀 政博	
(有)中島重機開発			6000	00	4.3.16	伊勢市犬川内町甲8225-3	中島 悟	
(有)西岡醤油店			3000	00	4.1.31	伊勢市二里町大里甲2912番地	西岡 伸介	
この頁の小計			6700	0000				
その他の寄附								
合 計								

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		法人その他の団体	
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金 額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円				
西園醤油店			30000	円	4.8.1	伊万里市=野町大里甲2912番地	西園 伸介	
川麦(株)			30000	円	4.1.31	伊万里市=野町、谷嶺112番地23	前田 敏哉	
"			30000	円	4.8.1	"	"	
吉永建設(株)			60000	円	4.1.31	伊万里市=野町(中里甲)3374番地	吉永 秀樹	
"			60000	円	4.8.1	"	"	
(株)やましけ			50000	円	4.1.4	伊万里市新天町向坂03番地5	馬場 将嘉	
"			50000	円	4.1.31	"	"	
"			50000	円	4.2.28	"	"	
"			50000	円	4.3.31	"	"	
"			50000	円	4.5.2	"	"	
"			50000	円	4.5.31	"	"	
"			50000	円	4.6.30	"	"	
"			50000	円	4.8.1	"	"	
"			50000	円	4.8.31	"	"	
"			50000	円	4.9.30	"	"	
この頁の小計			260000	円				
その他の寄附				円				
合 計				円				

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分				
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額		年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備 考		
	十億	百万						
(株) やましげ			5000	円	4.10.31	伊万里市新天町何坂0番地5	馬場 将嘉	
〃			5000		4.11.30	〃	〃	
山代石油(株)			5000		4.1.4	伊万里市山代町久原283番地1	山崎 高広	
〃			5000		4.1.31	〃	〃	
〃			5000		4.2.28	〃	〃	
〃			5000		4.2.31	〃	〃	
〃			5000		4.5.2	〃	〃	
〃			5000		4.5.31	〃	〃	
〃			5000		4.6.30	〃	〃	
〃			5000		4.8.1	〃	〃	
〃			5000		4.8.31	〃	〃	
〃			5000		4.9.30	〃	〃	
〃			5000		4.10.31	〃	〃	
〃			5000		4.11.30	〃	〃	
この頁の小計			70000					
その他の寄附								
合 計			27000000					

- 備考 1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業 (団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社 (法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。) であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「◎ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したものの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 額				備 考	
	十億	百万	千	円		
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費			7 2 0	0 0 0		
(2) 光 熱 水 費			1 6 2	9 9 8		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			3 9 1	0 4 4		
(4) 事 務 所 費			4 3 6	7 5 3		
小 計		1	7 1 0	7 9 5		
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費			3 9 8	8 2 4		
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2 5	2 0 0		
ア 機関紙誌の発行事業費			2 5	2 0 0		
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ その他の事業費						
(4) 調 査 研 究 費				6 1 1 0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計			4 3 0	1 4 4		
合 計			2 1 4 0	9 3 9		

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>組織活動費</u> (<u>組織対策費</u>)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>機関紙誌発行事業(機関紙近況報告発費)</u>			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円を 超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 調査研究費 (書籍購入費)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								6110
合 計								6110

- 備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 2 月 21 日

政治団体の名称 自由民主党佐賀県伊万里南郷三支部

会計責任者の氏名 下平 公彦 

代表者の氏名 _____
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。